

問題

架空の国 T では、義務教育期前の子どもが通う施設として下記の表に掲載の「幼稚舎（施設 A）」と「保育院（施設 B）」の2種類の施設が存在してきました。ところが、T 国では、最近になって、施設 A 及び施設 B を廃止し下記の表の「子ども学園（施設 C）」を設ける案（以下では「本提案」という）が主張されています。本提案は、子どもを施設 B に預けられないために働くことができない人が多数に上っている問題（「待機児童の問題」といわれる）を解消し、安心して働きながら子どもを産み育てられる環境を実現することを目指すものです。

本提案に関する面接員の質問に答えてください。

記

【T 国における義務教育期前の子どもの通所施設】

	幼稚舎（施設 A）	保育院（施設 B）	子ども学園（施設 C）
1. 対象子の年齢	満3歳から満5歳 ※1	0歳から満5歳 ※1	0歳から満5歳 ※1
2. 対象子の条件	特になし	「保育に欠ける」子 ※2	特になし
3. 託児時間	1日4時間以上	1日8時間以上	1日8時間以上
4. 事業の内容	教育（体系的な集団教育）	養護（生命の保持等）	教育及び養護
5. 利用の方法	各幼稚舎と利用者との私的な契約による。	利用者が地方政府に申込み、入所措置を受ける方法による。	各子ども学園と利用者との私的な契約による。
6. 利用料の負担	各幼稚舎が設定した均一の利用料を、当該幼稚舎の各利用者が負担する。	各地方政府が負担する。ただし、各地方政府は利用者の所得に応じて一部負担額を利用者から徴収することができる。	各子ども学園が設定した均一の利用料を、当該子ども学園の各利用者が負担する。
7. 定員充足の状況	定員の約8割	定員超過（約2万名が入所待ち中）	

※1 T 国においては満6歳以上の子どもは無償の義務教育制度の対象となる。

※2 「保育に欠ける」とは、子どもの父母のいずれもが、昼間の労働、妊娠・出産、疾病・負傷・障害、又は親族の介護のために当該子どもを養護することができず、かつ、同居の親族等が当該子どもを養護することができないと認められる場合をいう。